業務仕様書

1 業務名

海外からの投資誘致施策に関する調査業務

2 業務目的

対日直接投資は、海外からの高度な人材・技術・豊富な資金を呼び込むことでイノベーション創出や海外経済の活力の地方への取り込みにつながり、日本経済全体の成長力の強化や地域経済の活性化に貢献するもの(内閣府「対日直接投資促進戦略」)であり、今後の札幌市の経済発展にとっても重要である。本業務は、外国・外資系企業の進出や海外投資家からの対日直接投資を促進していくにあたり、札幌市に必要かつ効果的な施策を構築するための基礎を築くことを目的とする。そのほか本調査業務を通して、海外からの投資誘致に携わる機関や業界などの有識者と、当市担当部局とが連携関係を構築し、今後の施策実行時に有効に作用するネットワークを形成することもあわせて目的とする。

3 委託期間

契約日から令和5年3月31日(木)

4 調査内容

調査の内容及び手法は以下を基本とし、具体的な業務の進め方については、委託者と 協議の上決定すること。

(1) 日本国内における海外からの投資事例の分析

日本国内の首都圏以外の地域に進出している外国・外資系企業の立地状況や海外投資家から日本企業への投資状況について、立地や投資に至った経緯や地域選定理由等を調査し、効果的な施策を分析すること。なお、調査の手法に関しては、過去の調査結果の引用や事例等の活用も可能とする。

(2) 外資誘致を行うにあたっての札幌市の強みと課題の分析

札幌市が外国・外資系企業の立地促進や海外投資家からの投資の呼び込みにあたり、強みとなる要素や可能性について多角的な視点から分析を行うと共に、課題や障壁となり得る事項について指摘すること。課題や障壁についてはその改善策を盛り込まれていることが望ましい。なお札幌市の現状分析については市内の状況のみならず、北海道の中心都市としての役割やさっぽろ連携中枢都市圏などを踏まえて分析すること。

(3) 有効な外資誘致施策の提言

上記(1)、(2)の調査を踏まえ、誘致ターゲットとする業種・分野の特定や、市内産業への波及効果、市内企業との協業の可能性など、多角的視点を盛り込み、札幌市が取り得る施策についての提言を行うこと。業種・分野については、「札幌市産業振興ビジョン改訂版(平成28~34年度)」で重点分野としている5分野(「観光」、「食」、「環境(エネルギー)」、「健康福祉・医療」、「IT・クリエイティブ」)をふまえると共に、重点分野としていない分野においても、新たな視点に基づき斬新な可能性を示すことを期待する。提言にあたっては受託者の有する海外マーケットや投資動向などの知識経験を活用し、有益な内容とすること。

5 業務の進め方

業務遂行にあたっては、委託者と適時打ち合わせを行うこととし、オンライン会議などで毎月1度を目安に海外投資誘致に関する意見交換の場を持つこと。

また調査進捗成果の把握のため令和4年8月下旬頃を目途に中間報告を1度行うこと。中間報告事項としては、その時点までに調査、分析した結果を踏まえ、札幌市が取り得る施策の方向性について示すこと。中間報告については、様式は問わないが書面あるいはデータでの提出とともに委託者への口頭説明を行うこと。

調査を進める際に外国・外資系企業や有識者などにヒアリングを行う場合には、委託者と事前協議し、ヒアリングの場に委託者を同席させるなど、今後のネットワーク構築に協力すること。

6 実施報告(成果物)の提出について

前項4に掲げた調査業務について、概要版及び本書版の調査報告書を、紙媒体で各10部、及び電子データにより提出すること。提出の期日は令和5年2月末とする。

7 市職員向け報告会の実施

報告書が完成次第、調査報告書等を用いて、調査分析結果に関する札幌市職員向けの報告会を市役所本庁舎で実施すること。なお、報告会の開催・運営については委託者が手配する。

8 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(3) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を

精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(4) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物(以下「本著作物」という。)に 関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する 権利を含む。)を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、 著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでは ないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、 受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何ら かの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 予算上限

10,000 千円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

※上記金額は、規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

9 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階北側 札幌市経済観光局 経済戦略推進部 産業立地・戦略推進課 西田・樋口 電話:011-211-2362 E-mail:global@city.sapporo.jp